

(お知らせ)

令和3年4月27日  
京都市新型コロナウイルス感染症対策本部  
〔担当：文化市民局地域自治推進室〕  
〔電話：075-222-3048〕

## 区役所・支所の各種手続きにおける郵送等の利用について

新型コロナウイルスの感染が再拡大している中、これ以上の感染拡大を防ぐためには、人の動きを抑制し、人と人の接触機会を減らすことが不可欠です。また、市民サービスの継続性を確保するためには、本市施設における集団感染を防止することも重要です。

市民の皆様には、御不便をお掛けいたしますが、外出による感染リスクを抑制するためにも、郵送又はインターネットによる手続きを積極的に御利用いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

### 記

#### 1 郵送による手続き

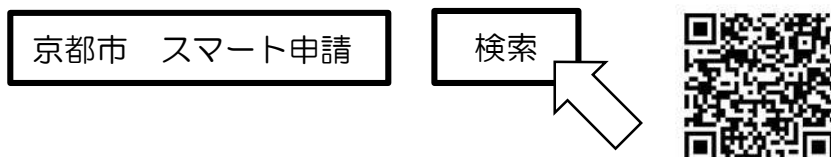
転出届や住民票の写しの請求の他、児童手当、子ども医療及び敬老乗車証交付など各種申請においては、窓口に来庁せず、郵送による手続きが可能です(別紙参照)。

#### 2 インターネットによる手続き

##### (1) 「スマート申請」による電子申請

住民票の写し・印鑑登録証明書については、マイナンバーカードを使ってスマートフォンで請求いただけます。手数料等をクレジットカード決済の上、請求いただいた証明書を郵送でお届けいたします。

(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000280936.html>



##### (2) 子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)における電子申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、児童手当等について、マイナポータル上の子育てワンストップサービス「ぴったりサービス」により、電子申請いただくことができます。

【電子申請できるもの】

事務名	手続名
母子保健※1	妊娠の届出
児童手当	受給資格及び額についての認定の請求
	額改定の請求及び届出
	氏名変更／住所変更等の届出
	受給事由消滅の届出
	未支払の児童手当の請求
	現況届
児童扶養手当※1	現況届
保育の利用	教育・保育給付認定の申請
	保育施設等利用の申込※2
	現況届

※1 申請後、別途、丁寧な面接を実施いたしますので、来庁していただく必要があります。

※2 保育の申込については、必要に応じ、別途、面接のために来庁していただく場合があります。

(その他) 区役所・支所に来庁する必要がある場合

京都市では、引越し等のライフイベントごとに必要な手続きや持ち物が、簡単な質問に答えていくだけで分かるウェブ上の手続き案内サービス「くらしの手続きガイド」を導入しております。

例えば、引越しや、ご結婚、お子様の誕生、身近な人が亡くなられたときなど、「どのような手続きが必要か」、「どの窓口に行けばよいのか」、「持ち物は何か」等、このガイドで事前にご確認いただけます。区役所・支所に来庁する必要がある場合は、窓口でのスムーズなお手続きに役立つ本サービスを、積極的にご利用ください。

(URL) <https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto>

京都市 くらしの手続きガイド

検索

